

令和3年度 第1回 静岡県人権会議 会議録

日 時	令和3年11月1日(月) 10時30分から12時20分まで
場 所	静岡県総合社会福祉会館 7階703会議室
出席者 職・氏名	委員 静岡県人権会議委員13名 事務局 4名 (別紙資料)
議 題	(1) 静岡県人権施策推進計画の進捗状況等について (2) 意見交換 テーマ: 「新型コロナウイルス感染症がもたらした差別・人権侵害について」
配布資料	資料 1 静岡県人権施策推進計画の各指標進捗状況(令和2年度分) 資料 2 新型コロナウイルス感染症がもたらした差別・人権侵害等について 資料 3 人権週間啓発事業の概要 参考資料 静岡県人権施策推進計画(第2次改定版)に係る関連事業実施状況及び同計画(第3次改定版)関連事業実施計画

(1) 静岡県人権施策推進計画の各指標進捗状況(令和2年度分)

○事務局

それでは「静岡県人権施策推進計画」(第2次改定版)の進捗状況について説明いたします。
資料1を御覧ください。

県では平成28年3月に、平成28年度から令和2年度までの5年間の計画期間とする静岡県人権施策推進計画の第2次改定版を策定し、人権施策の総合的な推進を図ってきました。令和2年度はこの第2次改定の最終年度に当たり、資料1は令和2年度における指標の進捗状況についてまとめています。また、関係各課における主な取組内容については、参考資料としてお手元に配布してございます。

では、1ページ目の「1 指標の進捗評価」について説明いたします。

(1)の総合指標につきましては、平成24年度以降、当室が実施する5年に1度の県民意識調査に加え、これを実施しない年度には、広聴広報課が行う県政世論調査で、この指標について県民の意識を毎年確認しております。そのため、令和2年度は、県政世論調査の結果となります。なお、計画の第3次改定時の御意見としまして、二つの異なる統計指標で比較することは好ましくないという意見をいただいておりますので、今後は、毎年行っています県政世論調査において確認していく予定です。1ページ目の1(1)及び4ページ目の(1)に、個別評価内容として、総合指標である「静岡県が人権尊重の意識が生活の中に定着した住み良い県となっている」と感じる人の割合に関する評価を記載しています。

人権啓発センターを中心として、あらゆる場における人権教育・人権啓発に継続的に取り組んできた結果、県民の人権尊重の意識は上下しながらも、基準年度である平成27年度の数値38.8%に対して、令和2年度は48.2%に上昇しました。目標値である50%までは、なお0.8ポイントの足りませんでした。基準年度からみると、9.4ポイントの上昇ということで、進捗率は83.9%で、評価としてましては、B判定ということになっています。

なお、進捗率の評価区分ですが、3頁の<評価基準>のとおり、当年度に「目標を達成又は上回る進捗」であるもの(100%以上のもの)をA、目標に近い進捗(70%以上100%未満のもの)のものをB、目標からやや遠い進捗(70%未満のもの)のものをC、進捗していない又は当初よりマイナス(0%以下のもの)のものをDとしています。

また、本日時点で、令和3年度の県政世論調査の結果が出ておりますので、参考に御紹介いたします。

設問につきましては、計画の第3次改定の指標に合わせ、「静岡県が人権尊重の意識が定着した県である」と感じているかを問う内容に変更しております。そのため、前年度とはまったく同じ設問と言うことでありませんが、結果としましては、39.5%となりました。このような結果となりました要因につきまして、要因の特定は難しいところではありますが、やはりコロナ禍を契機とした誹謗中傷などの問題も県民の心に影響を与えていると考えられるのではないかと思います。そのため、県民の人権意識の高揚に向けて、より一層の推進が必要であると考えています。

続いて、(2)の個別指標の進捗評価について御説明します。

先ほど申し上げた進捗区分による評価で見ますと、①目標を達成又は上回る進捗であるものが11指標、②目標に近い進捗であるものが4指標です。そして、③目標からやや遠い進捗であるものが4指標、④進捗していない又は当初よりマイナスのものが4指標となっています。最後の⑤は、2年度の実績がない又は未確定なもので、8指標となっていますが、これは隔年での調査であったり、各個別計画の改定等の中で、一部調査指標の統合、廃止されたものなどがあります。こうしたことから、女性や高齢者をめぐる人権問題などの個別分野において、個別の評価が出ていないものもございます。

4ページ目から14ページ目までは、総合指標と各分野別指標の進捗に対する評価と、進捗率の考え方をそれぞれ記載してあります。県民意識調査のようなその年度の結果を単純に基準値と比較すればよいものと、参加数や設置数など、数値の積み上げの場合とでは、若干、進捗率の考え方が異なるため、その説明を記載しました。

この中で、当室で掲げる指標につきまして御説明いたします。

当室では、6ページ目の「県民への人権啓発」として、「人権啓発講座等参加人数（H9年度からの累計）」を挙げています。

この参加人数は、県で実施した講座等の参加者だけでなく、法務局の委託事業における市町への再委託や県交付金を活用した事業での参加者も含んでいます。令和2年度までの目標として、平成27～28年度までは、年間25,000人でしたが、平成29年度以降は、年間30,000人の計577,895人の累計参加に修正し、6年間で170,000人の参加を得ることを掲げていました。

これに対し、平成27年度から令和2年度までの6年間で154,454人の参加を得ることができました。これを進捗率で見ますと、「90.9」となり、進捗度としては「B」の評価といたしました。

この指標は、現計画である第3次改定においても、維持目標として「年間30,000人」を掲げています。コロナ禍において、講演会や講座等が従来どおりの開催が難しい中、Web配信などの手法を取り入れながら、県民の人権意識の高揚を図るよう周知啓発を進めていく予定です。

時間の関係上、そのほかの個々の指標の評価等につきましては、御説明を省かせていただきますので、大変申しわけありませんが、資料のほうで御覧いただけますよう、お願い申し上げます。

これまでの人権会議の中で、指標の評価については、進捗率だけで見るのではなく、もっとどう評価するのかということのを改めて考えないといけないという指摘を受けているところがございます。計画の指標ということで、数値として評価を出していかなくてはならないところもあることから、今回も昨年度の同様に記載してありますが、評価が低く出ているものについても、個別の評価欄に記載がありますとおり、決して成果が上がっていないわけではないことを付け加えさせていただきます。

人権尊重の意識は、これまでも御指摘がありましたとおり、急に上昇させることができるものではありません。そのため、今年度から始まっております人権施策推進計画の第3次改

定の下で、引き続き各分野において、それぞれの担当課を中心に、人権関連施策を推進してまいります。

なお、本日は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、昨年度に引き続き関係各課からの陪席は控えさせていただいております。

○犬塚会長

はい、ありがとうございました。

それではただいま事務局からご報告がございました。

進捗状況について、委員の皆様方から御質問、御意見等ございましたら、発言をお願いいたします。

○小林委員

毎年拝見させていただいて、今更なのかもしれないんですが、子どもをめぐる人権問題の個別の進捗評価のところなんですけれども、例えば「自分にはよいところがあると答える児童生徒の割合」について、中学校では目標が72%になってるんですけれども、小学校の目標が82パーセントになっています。

小学校では82%が達成できず、評価が下がっているんですけれども、中高は計画目標が低いのでA評価になっています。これは例えば自尊感情の発達でいうと、中学校、高校の方の自尊感情が低いということが、研究データからも分かっているので、ここで目標を72%に下げているということは、あまり妥当ではないのではないかと思います。特に高校生の自殺など、今非常に厳しい状況になっているときに、なぜ72%に下げ、「A」しているのかという点が気になります。

○事務局

こちらは、元々第2次改定の際の目標値として設定した数値という形になっておりまして、おそらくそれぞれ5%前後の上昇を設定したものでないかと考えています。こちらは教育政策課へ今の御意見については改めて、教育政策課へお伝えさせていただきます。

○小林委員

本質的なところを考えると、もともとその中高が下がるというところで、下がる基準に合わせるのではなくて、子ども達の自殺などを静岡県では起こさないという決意のもとにやっているのであれば、小学校と同じような基準で87%に引き上げるようにして、「C」となっても、ずっとこうやって課題となっているということを、教育委員会は意識していただかないといけないのではないか。もっと高くなくてはいけないところですので、もう少しその目標数値を上げていく必要があるのではないかと、それはたとえ「C」でもいいと思えます。

そこはもう少しだから、良しっていうふうになれることが、逆に何か心配とってしまう。

○事務局

御意見どうもありがとうございました。

ただいまの御意見を、教育政策課にお伝えさせていただき、今後の目標値の設定につきまして、上げられるものは上げていきたいと思えます。また目標を高く持つということを併せて伝えてたいと考えております。

○犬塚会長

はい、ありがとうございました。

子どもの問題ということで、私もちょっと関係があるので申し上げますと、まことに小林先生の御指摘が非常にやっぱり大事ではないかなと思っております。

特にコロナ禍以降にですね、子どもの自尊感情の具体的な、その高い低いかという具体的な流れの事例として、自殺の問題というものがあります。今後のことを見据えても、特に高校生の自殺数の推移を見てましても、ちょっと危惧するところがありますので、ここをしっかりケアしていくということに関して、よりきめ細かな取組が必要だろうと思っておりますので、ぜひ、今の御意見を担当課の方によりしくお伝えいただきたいと思っております。

○犬塚会長

その他、よろしいでしょうか。

では、全体的に私の方からの感想なんですけれども、一つは最初のページの総合指標について、「人権尊重意識が生活の中に定着した県である」というふうに、文言が今年度から変わっているということがあります。これはもう皆さん御承知のように、この会議の中での様々な議論を経て、そういった指標の表現に修正、変更しました。

ですから、令和2年度までは一応、比較的高い数値が出ておりますけど、これから令和3年度以降は新たな表現に変わったというところをもとに、1回ちょっとリセットして、この辺の動きを見ていくということになるかと思っております。

その意味でいうと今年度の数値は、大分下がっておりますけれども、これが逆に言えば正直なところではないか、実態を表しているというふうにも見られますので、ぜひ今後は、この表現でどういうふうな反応が出てくるのかということをしかり追いかけていくということが大事だと思っております。

それから、全体に進捗状況が悪いといえますか、捗っていない部分っていうのを見ていきますと、要するに「C」とか「D」といった評価をざっと拝見するとやはり、子どもに関わる問題が非常に大きく、その辺の数値があまり目ぼしい数字が出なかったように思います。ただ、これはやはり説明の中にもございますけど、コロナ禍の影響っていうのは非常に大きかったというふうに思っていて、通常の様々な学校或いは地域での子どもを取り巻く状況が大きく変わった結果、なかなか普通の取組ができなかったというのは、やはり割り引いて考えていかざるをえないだろうということもあります。今年度以降は、この数値がどう動いているのかっていうことに、ぜひ私どもも注目をしたい、していかなくちゃいけないということがあると思っておりますので、皆様方、いろいろ問題点とか、取り組むべき施策がありましたら、いろんな機会にお話いただければと思いますよろしくお願いたします。

それでは特に他にございませんようでしたら、以上とさせていただきます。引き続き計画の第3次改定が始まっており、指標として継続しているものと、新たに加えたもの等ございますが、関係各課においては、今後の施策展開の検証等をするなどの御対応をよろしくお願いたします。

(2) 意見交換

「新型コロナウイルス感染症がもたらした差別・人権侵害について」

○事務局

それでは、議事の2番目となりますが、新型コロナウイルス感染症がもたらした差別や人権侵害についての意見交換となっています。まず、その趣旨等につきまして、御説明いたします。

令和2年1月頃から新型コロナウイルスがまん延し、感染の拡大が繰り返されてきました中、感染に対する不安から、感染者患者だけでなく医療従事者やその家族に対する誹謗中傷や差別的対応が発生しました。また、クラスターが発生すると、その学校や介護施設等の特定、誹謗

中傷等が生まれました。

その後、ワクチン接種が始まると、接種を受けない人に対する圧力や誹謗中傷なども生まれてきました。

情報通信技術の飛躍的な発達に伴い、誰もがインターネット上で発信できるようになり、SNSや掲示板等にこうした誹謗中傷が掲載されることで、より拡散されていくようになっていきます。

こうした状況に対応するため、本県では、『静岡県新型コロナウイルスに係る「STOP！誹謗中傷」アクション推進チーム』を立ち上げ、対策を進めて進めてきました。

当室でも人権相談の受付やテレビやラジオ、インターネット動画等を通じて人権への配慮に関し、対応をしているところです。参考ですが、2ページ目に当センターでの令和2年度及び3年度9月までの人権相談状況を載せてございます。

現在は、感染状況が落ち着いてきている状況ですが今回は、委員の皆様の専門分野からの視点から見られた、「新型コロナウイルス感染症がもたらした差別・人権侵害」について御意見をいただき、県民に対する人権施策や周知啓発に役立てていきたいと考えていますことから、今回の意見交換テーマとしてあげさせていただきました。

なにか一つの結論を出さなくてはならないものではありませんので、皆様の視点からの忌憚ない御意見をいただけたらと思います。

○犬塚会長

それではまずはこの件につきまして、委員の皆様の方でそれぞれお立場と申しますか専門の分野がございそうですが、そういった立場、分野で見聞きされた情報や状況、そういったものがございましたら、お話をいただければありがたいかなというふうに思っております。

いかがでしょうか。

○望月委員

事務局にお願いして、資料、簡単なレジメを用意してもらいました。私たち静岡県連合会での人権擁護委員としての活動の中で、コロナもちろんそうなんですけど、そうではない状況と比較して、子どもたち、特に学校を少し中心にしながら、データを見ながら少し説明させていただきたいなと思います。

二つありまして1つ目はですね、資料左側には、いじめ認知件数と不登校の推移が、毎年載っておりますけども、いじめの関係では、20年度は少し減少しております。

減ったのかなあというふうに、喜びを持ってみるかどうか。これはコロナの関係で子どもたち同士、学校の生活が非常に変わってきている。だから、人間関係、或いは対人関係、コミュニケーションが非常に少なくなっている状況が、いじめを少なくしているのが一つあるんじゃないかなと思います。

二つ目の不登校の関係ですね、これを見ていくと8年前からずっと増加傾向にあります。実は2年前に、道徳が教科になり、教科書ができています。従って、学校でも人権教育・道徳教育を強めていこうという方向で動いてるんですけど、なかなかその影響の状況がちょっと見えにくいという感じを私は持っています。

そして、ちょっと気になった点が新聞に載っておりました。下のレジメの方、子どもや学校等の声よりということで、不登校の子ども達に聞いたアンケートの中で、相談をしない子が40パーセント強はいると、要するに何をどうしていいかを1人で悩んでいるという状況が半数近くいるというのは、一つ考えていく必要があるかなと思っています。

家庭では、若干相談があるんですけど、学校やスクールカウンセラーとの相談は本当にごくわずかなんですね。

だからそういう子どもたちが本当に悩んで困ってる状況を相談するような、雰囲気というか、

或いは環境にどこまでなってるのかなあということで、私も気になりましてそれを見ていきますと、どんな学校なら休まなかったかっていう質問があったんですが、1つ目は、いじめや差別のない個性を認められる学校であって欲しいというのが、まず出てきておきました。

それから2つ目に静かで、落ち着いて勉強の進みがゆっくりな学校なんですよ。だから、ついていけない、わからない、全く楽しくない、嫌だという状況がある。

3番目は規則だらけではない、やっぱり校則がかなり強いかなという点です。こうしなさいあしなさいと言ったりこうしたらダメだという形よりも、もう少し緩やかなルールの中で、思いっきり自由な学校であってほしいというところが出ており、なるほどそういう状況に置かれているのだなと感じました。

また休んでいるときの気持ちはと言ったら、ほっとした楽な気持ち、もう70%はそういう気持ちになっており、学校に行かないことが本当に気持ちがいいと、ほっとすると。

これでいいのかなあというふうなことを感じてまして、少しこの場でちょっと話題にしていきたいということで、発言させていただきました。

○犬塚会長

はい、ありがとうございます。

望月委員からの御発言、それから資料、こういったものも見ていただきまして、皆様方の方から、どなたからでも結構です。この問題について何か御意見なり御感想なり、御質問等ございましたらお願いいたします。

○小林委員

これは文部科学省が出したデータだと思うんですけども、私の方で文部科学省の研究予算をいただいて行っている調査では、不登校は年間30日以上休んだのが計上されますけれども、不登校傾向、小学校に来ているけれども、何となく学校を休みたいなどいうのを調査したんですけども、非常に小学校、特に中学校、高校と上がれば上がるほど不登校傾向が高くなって、特に高校になりますと統計上、正規分布というのですが、真ん中に平均値が来る見事なぐらい不登校傾向が高くなるんですね。

結局は学校に来ているけれども、きっかけさえあれば、学校に行きたくないっていう子どもが、これも静岡県で8,000人の子どもたちで統計を取っているんですけども、そういうふうなもの、潜在的にそういうのがある状態に、コロナ禍が加わり、さらにコロナ禍の影響についても、研究で調べたんですけども、この中でストレスがすごく高く加わった子たちは、統計的なんですけども、不登校傾向もものすごく高くなってしまっている。

ずっと縦断調査っていうのをしているコロナ前の子どもたちの状態も取っているんですけども、そこと比較するともう明らかにコロナ後は、ストレスが高くて、今、今年度のデータをちょうど調査してる段階なんですけれども、もっと上がっているだろうと、ざっとデータを見ると、だんだん高くなっていく感じがするので、やっぱり今のコロナ禍の中でいろんな制限があったとか、見通しが立たなかったりとか、いろんな状況で、子どもたちがやや慢性的なストレス反応が高く、学校に来ているけれども不登校傾向も高くなっている。だから不登校の小学校数の推移が高くなってるってのもある意味妥当だなとデータの的に思いました。

いじめの認知件数の推移が下がったのは、登校日数自体が去年制限されました。2ヶ月ぐらいの休校期間中がありますから、登校日数が減れば当然ですけども、認知件数も下がるので、そういったからくりが背景にあるのではないかなと私の方はちょっと考えています。

コロナ禍で子どもたちが大変な中で、ちょっと私の情報提供に繋ぐんですが、今、子どもたちに、何が起こるかかわからないこういう時代と、あとは多様性ですよ、いろんな考えいろんな立場の人たちがいて、特にグローバルだったりとかあるのでそういった相手の気持ちを分かたり、あと自分の気持ちを、今例えばイライラしてるなというのを理解したりとかっていう、

ソーシャルエモーショナルラーニングっていう社会性と情動の学習っていうのが、欧米だと、教育課程の中に入って学習をしてるんですね、日本はそこまでいってないですけども。少しづつそういうふうなものを取り入れてやってみたいという学校のサポートをしています。

附属の中学校で毎週やってるんですけども、子どもたちがこういうのを学びたかった、こういうのを何か知れてすごくよかったっていうのを挙げてきてくれていて、やっぱり自分の気持ちとか相手の気持ちとかそういうのを、もうちょっと心理学の理論的な背景に基づいた内容なんですけども、そういったことをやっぱりもう少し、いろんな立場の人・多様な時代になってきたからこそ、もう少しそれに対応したような教育の内容みたいなのがちょっと入ってくるといいのかなあっていうものがあり、その基礎的ないじめ防止とか自殺防止とかDV防止とかっていう防止教育の根底である、人を思いやって、そして自分のイライラや自分の感情を理解して、上手にそれを表現するっていう、本当にその根幹のところを、もう少し育てて、子ども時代から育てていくっていうことをしていくと、人権会議で扱われているような誰々の人権という対象ではなくて、本当に根幹で、みんながハッピーに生きられるだろうかっていうことが繋がってくるというなと思います。

○犬塚会長

ありがとうございました。

大変貴重な御意見、取組を御紹介いただいたと思いますが、これについては他の方、或いは事務局でもいいんですが、何かございますでしょうか。

○事務局

人権という施策として子ども、高齢者、障害者の人権という形で分けてはおりますけども、最終的な目的としましては、誰もが生きやすい社会というものを目指すということでもあります。

今、先生がおっしゃったように、人に対する啓発は、具体的にはそうなんですが、目指すべきところは多様性を認める社会、生きやすい社会といったものを目指していくための施策だというふうに私どもは考えておりますので、施策そのものは、個々に対象としてしまうかもしれませんが、目標としては大きく持っていきたいと考えているところでございます。

○犬塚会長

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○鈴木委員

今のお話は、人の根底にある思いやりという点でも、すごく共感します。私もNPO法人で、主に、LGBTやHIVのことを活動しているのですが、やはり子どもたち、特に小中学校で、「命の話」LGBTやHIVを扱ってのお話しをするのですが、大切なことは、自分の命がいかに奇跡の命かという話をして、LGBTやHIVの分野に入っていきます。やはり、今後の人権啓発にも繋がると思うのですが、子どもたちへの人権教育はとても大事だと思います。人権という言葉を使うと、何かとても難しいと思われてしまうのですが、できるだけ若い人にもわかりやすく、思いを伝えていくということが大切だと思います。

今浜松で活動しているミュージシャンですが、「Jam9」というグループがいて、10年位前に静岡県人権週間メッセンジャーに選ばれています。彼らは、今はもう、人権のメッセンジャーではないんですが、1度、2年間選ばれたということで、彼らの言葉で言うと、「勝手に使命感を感じています」と言って、人権に関わる曲を作ったり、メッセージを発信しています。つい最近出した曲で、「arise (アライズ)」という曲があるんですが、「肌の色、国籍の違い、言葉で人を傷つけない、違いを認め合おう」といった内容を歌詞を使ってそのまま伝えていきます。もう一つは、今、傷つけられて、落ち込んでる人たちへのエールを、本当に力一

杯歌っています。現在、私のNPO法人が彼らと組んで、若い人への達成感を持たせたり、人権を伝えていく事業を企画して、動き出しています。

この「Jam9」のような、若者の思いを発信できる人たちを増やしていくということも、大事だと思います。私たちのような年齢の委員が、人権とはと伝えるよりも、自分の好きな若い人たちが、そういうふうに伝えてくれるということは、とても大きく、力強いメッセージになると思います。

○犬塚会長

はい、ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

○本間委員

同和問題について、委員として参加させていただいておりますが、皆さんのお手元に、今日は「被差別部落地名掲載 違法」という新聞記事をお配りいたしました。2016年から全国の被差別部落の地名などがネット上に掲載されて、話題になりました。その後、ある団体が裁判に訴えて、9月27日に判決がでたのですが、またお互いに控訴するという事で決着がついていないというものです。ネットでは、静岡県でも何ヶ所か、私も見ましたが、YouTubeなどにも挙げられており、その地域に入って動画を撮りながら、解説付きで地域が映し出されているものもあります。神社を外から撮したりお寺を撮ったり、墓地に立ち入り、墓石に刻まれた性、名字を伝えるというようなことで、随分具体的に、地区を映し出しています。

「学術研究」ということで出されていますが、今度の裁判では、そういったことも「削除要請の対象とすべきだ」とする通知を法務省は全国の法務局宛に出しています。しかし、ネット上で一度拡散したものは消し去ることはできず、検索一つで簡単に出自が暴かれかねません。

「もう同和問題はなくなってきているのではないか」という認識の方が多い一方で、こういった深刻な問題がネット上に流れているのも現状です。

静岡県人権・地域改善推進会でも、こうした現状を取り上げ、ネットに挙げられたことを地域の子もたちが検索して知った場合、大人が子どもたちにどのように教えていくか、ネットやスマホは大人よりむしろ子どもの方が使いこなしています。何でも、簡単に調べられるのです。子どもたちが、ネット上に自分の地域が写っていたり、隣保館が写っていたりしたときに、どのように感じるだろうということを、自分ごととして、子どもたちにしっかり伝えられるのか、今本当に危惧しています。

先ほど小林先生がおっしゃられたように、いじめや自殺防止教育の根底にある「人への思いやり、自分の感情を理解して上手にそれを表現する力」が大切であると思います。さらに、その根幹を育てて、みんなでハッピーに生きられることに繋げ、人間としてどう生きていったらいいのか、命の尊さについても伝えていかなければいけないんじゃないかと思っています。

どこかでコロナ患者が出たっていうと、もうすぐその近くが写ったり、様々な写真が出たりとかで、インターネットによる差別が、いろんなところで蔓延しています。手に負えない状況があり、一つ一つ消していくのは至難の業です。人間としてどのように生きていくのがいいのか、その根幹を子どもたちに伝えていくことが大事だと、この会議に出席してみて、そう思いました。

○犬塚会長

はい、ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

○小谷委員

今の被差別部落の地名掲載の件でちょっと補足として、現場としての苦しみというところと

は少し違った視点から情報提供をしておきますと、この新聞記事に書かれている部分をちょっと補足する形なんですけれども、この問題に関しては、比較的最近に部落差別解消推進法ができており、一応国としてもその差別解消という方向性に動いているものの、その法律はヘイトスピーチ規制法と同様で何らかの行為を具体的に、禁止するというものではないという状況があります。

それと前後する形で、この今回の記事の一番左の下のところにも書かれておりますけれども、法務省が、2018年に全国の法務局その他に対して通知を出して、被差別部落の地名の掲載というものがよろしくないという通知を出しています。そして、現在、私人間、市民間で部落差別が行われているときにどのように国として対応ができているのか、又は地方行政、地方自治として、そのように対応ができているのかという、法務省の人権侵犯事件調査処理規程という、行政の規則がありまして、それに基づいて一般市民からのこういう差別があるという申し立てのようなものがなされると、そこで、法務省の人権擁護機関が対応するという形になるにとどまっております、その一環として、2018年に法務省がネットへの掲載というものも差別行為に当たるということを知り、通知を出したわけです。しかし、実際のところ、裁判所として、ネットに被差別部落の地名を掲載することに、どのように対応し得るかという、それはこの新聞記事の右下のところに、差別問題に詳しい弁護士の話が出ていますが、彼女は、ヘイトスピーチ関係、人種差別関係、民族差別関係のスピーチ事案を非常にたくさん取り扱っており、このあたりの分野に大変詳しい弁護士なんですけれども、結局のところ、市民が市民に対して差別行為を行うということを禁止する法律が、日本には、それが人種差別であれ、非差別部落出身者差別であれ、いかなるものであれ、法律が存在していないということがあり、そうした状況の中で、裁判所として、こういう事案が挙がってきたときに、対応するその手法として、既存の人格権侵害、プライバシーですとか、名誉ですとか、今まで積み重ねられて、裁判でそういうところに侵害があれば、損害賠償を認めるですとか、公表の差止めを認めるですとかそういう形になってきたその部分でしか裁判所としても対応しえないということがあり、この事案でも、被差別部落であるということを公にしている人に関しては、何ら被害が発生していないという理論構造を取り、要は、被差別部落であるということを隠していたにもかかわらず、地名を明かされてしまったから、差別部落であるということが知れわたってしまうという、こういう場合の人のみにして救済の対象にしたという形になっています。

で、この先生がおっしゃっているのは、そういう形になる以上は、結局、差別禁止法のようなものを作らない限りなかなか裁判所での救済が認められにくいということです。それから、裁判をすると、必ず相手方に対して自分の氏名と住所が通知されてしまいますので、もともと差別的なものを発表しているような人に対して、自分に対する差別になり得るということを恐れている人が、自分の名前を出して、相手にそれが伝わる形で裁判をすると、新聞等には載らないのですが、被告になる人には、氏名と住所を知られてしまうという、そのあたりが非常に負担であるということが、先生が書かれているところで、これに対応する方法としては、やはり差別禁止法のようなものを作るか、条例というレベルではっきりと明示的にこういう地名の掲載というものを禁止するというような条例を作るというようなことをしないと、問題としては、なかなか解決しづらいものであります。そしてもちろんそういう制度を作っても、それでもなお、その法の目をかいくぐっていろいろといろいろなことをする人がいますし、その人の心を止められるわけではないのですけれども、一応、そのような状況になっていると思いますということを御紹介いたします。

○犬塚会長

はい。ありがとうございます。

今の現状に対する法律の分野からの問題点を指摘していただきました。

今のことについて、他にございますか。

○佐野副会長

子どもも先生がおっしゃった、条例によって決め事をちゃんとしっかりして、皆わかるようにしていくということには賛成です。

私は、障害のことに関わるんですが、実際の子ども、重い知的障害を持つ自閉症の子がいるんですけど、コロナの中で、今回のこの会議のテーマであるコロナ禍における差別とか偏見とかということで考えたときに、障害のある方々ってコロナであろうがなかろうが、いつももう生まれてハンディキャップを持ってってわかってからは、周りの人たちの鋭い目線と奇異な目線とそれから誹謗中傷、それは本人のみならず、家族含めて全部そういう中で生きているんですよね。

いつもいつもそうではないんですけれども、マイノリティの部分って、容認されないですよ、社会から。これはなぜかって私なりに思うのは、その人たちのことを理解をしたり、情報がいっぱいあってこういう人達なんですよってという情報がいつもいつもあるわけではないし、身近にいるわけではないし、だからわからないものに対して不安を感じる、近寄りがたくなるようになります。

そういう心理が働くかな思っています。だから、言葉によって、いじめであったりとか誹謗中傷するということ以外の視線であったり、表情であったり、私たち人間なので、いろんな形で拒絶反応を示すですよ。その中で、言葉と視線というのはとても傷つくものだなあと、私が体験上そう思っているんですけれども、そういったときに、今回、ちょっと話が逸れますけど、コロナになって、知的障害・発達障害系の特性を理解していただくためのキャラバン隊をやっているんですね。このコロナとなったときに、私ね、「すごい。これでやっとわかってもらえる。」と思ったんです。

なぜかっていうと、皆さん同じ不便さ、生きづらさを感じてる。

私たちの子どもたちが、いくらこういうふう生きづらいですよって、今まで説明してきても、なかなか実際の感覚として受け入れていただけなかったのが、皆さんがもう本当に嫌だねみたいなことを会話の中で言った時に、それですよって、私たちの子どもはいつもいつもそういうふう感じてるんですよって言うことが言えたときには、こんなにね、ストレートに伝わる機会を与えてもらって、ありがとうございますって思ったんですけどね。

そういうことを考えていくと、やっぱり私達は、つらいとか傷ついてるっていうものは、実際は自分の身に起こるとわかるんだけれども、いつもいつも体験できるわけではないので、こういった人権会議もそうですけれども、しっかり啓発活動をする中で伝えていく、そのときに、さっき学校の方でも出たんですけれども、先生達はいじめがあったら、いじめをなくそうと思うんだけれども、小林委員がおっしゃったようにそうじゃなくてその根底にあるどうしていじめようと思ったのっていう、そこから、突いていかないと駄目ってこともあるんですよ。

私は相談もやってるんですけど、学校の先生達も経験豊かな先生がたくさんいるわけではない。若い先生ができるわけではないといったときに、その先生方のフォローも必要なんじゃないか。

こういったもののやり方でどうでしょうかねっていうガイドブックがあったりとか、マニュアル的にやって、みんながみんなできるわけじゃないでしょうけど、そして、子どもに通じるわけではないかもしれないんですけども、あることによって、先生方が、ある程度の自信を持って伝えることができるっていう、そういうこともあるんじゃないかなと思います。

どういうふうやっていったら、人権を守る社会、みんなが幸せになる社会を築いていく、目的がそこにある、そこに到達するんだらうということを考えながらやると、教材一つ作るにしても違ってくるんじゃないかなって思っています。

もう一つは、子どもが小さい頃、学校のPTAの関係で、東海北陸の地域のところでPTAの会合があったんですね。

そのときに、まだその頃、障害児教育を一般の子どもたちに当てはめてやると、ものすごくストレートにわかりやすい授業ができるっていうようなことは言われてなかったんですね。なかったんだけど、私はその席で、私たちの子どもが受けている授業、その方法、そういったものが、一般の子どもたちにとってもいいと思いますと言いました。だから、そういうやり方になれば、授業がわからないとか、先生の言ったことが全然つまないって外に出て行ってしまおうとか、そういったことが、いや外に出て行ったり、出て行ったらいいんだけど、そのときの対応でどうしてあげればいいのかというのが、すべて障害児教育の中にあつたなって思ってたんですね。

なので、今回のコロナのことに关しましても、本人達は動じていないんですよ、いつものことなので、世の中がどんなに騒いでいても。それはなぜかっていうと、彼らから学ぶことがあつて、それを私たちは、障害の人たちがやつてることだからって見るのではなく、そういう人たちから学ばばいいんじゃないっていう感想を持っています。

○犬塚会長

はい、ありがとうございます。他にはいかがでしょう。

○洞江委員

今回新型コロナウイルス感染症がもたらしたという部分から見た場合にですね、いわゆる通常の人種差別だとか、或いは特性による差別だとか、部落の差別だとか、そういうこととは別の問題もあるのではないかとこのふうには思います。

新型コロナウイルス感染症に基づく差別というものは、もちろんコロナ感染予防ということを前提として、マスクをすることを極端に考え、マスクをしない人に対して、誹謗中傷したり、或いはワクチンを打っていない人、打っているいないで極端に差別的対応を取ったり、その部分については、自分に実害が生じるっていうことを前提にして、そういう方が行動してるといふ部分があり、ある意味、正当性を自分で認識しながらやるといふ部分を気づかないで差別してしまっているということが、その他の差別意識みたいなものとは少し根っこが違ってくるのかなということだと思います。

そういう実害が自分にも及ぶかもしれないという中で、どういふふうにも人権を尊重して対応できるのかというところというのは、難しい面もあつて、それは、どうしたらいいかという部分は、やっぱ人権意識の問題になるんじゃないかなというふうには、私は考えていて、その人権意識がある程度、土壌的にですね、先ほど、多様性の問題って言ったんですけども、そういう人権意識というものがあつる程度、比較的高い生活をしてる、行動してるといふ方は、その部分で、一般的に感染症予防をしなきゃいけないよといふことから、その他者に対して差別的な行動に依つていふことを、人権意識の高い人はそういうふうにはないかなと思つるので、これもその新型コロナウイルス感染症がもたらすその差別というの、今、今皆さん言つていただけてる人権意識を高めていく、そういういろんな差別をなるべく減らして、意識を高めていくといふことがこつうコロナ禍の差別にも影響していくといふふうには考えます。

○犬塚会長

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○小谷委員

今のコロナそのものに起因する差別とかそういったものの話のところと、少し連動してちょっと違つた視点からコメントをいたしますと、今はだいぶ状況が変わつてはいるのですが、特に昨年のコロナ禍の当初、行政側のプライバシー情報の取り扱ひに、十分な妥当性と整合性があ

ったのかということについては、きちんと検証しておく必要があるのではないかというふうに考えているんです。

もう少し具体的に申し上げますと、特に、私は静岡市民として、その他の静岡県内の自治体の取り扱いについては必ずしも定かではないのですが、静岡市では感染者が出るたびに、その感染者のプライバシー、私的な行動、何月何日から何月何日まで東京にいたとかですね、この日、会食をしたとかですね、そういった情報がかなり詳しく公表をされていました。

匿名ですので、個人は特定されないという判断でされていたのだと思うのですが、その人の周辺にいる人であれば、十分に個人が特定可能であるような形で出されていました。

今はもう、そのような情報が出ていないということは、あまり出さない方がよいという判断があったのか、または非常に多くの感染者が一気に出るといった時期が続き、そういった調査は、追いつかなかったのか、どちらなのかは、あまり定かではないのですが、その背景にあったのは、やはり市民の側のできる限り感染者の情報を知りたいという、それが真に心配して知りたいという欲求なのか、単に今時、感染する人ってどんな行動をしているのだろうという興味本位のものであったのか、その辺りのところは定かではないのですが、その市民側の方が持っている知りたいという欲求に答えるためにか、行政がかなりの情報を出していました。あのレベルでの詳しい個人情報の開示について私はずっと疑問を持っていました。

さらに、このことは、私は静岡大学に所属しているのですが、静岡大学、おそらく県立大学でも同じかと思いますが、大学とかであれば、基本的に感染者が出ると大学として、感染者が1名出ました、3名出ましたということを発表するというような流れが全国的にできています。

感染者情報を文科省に報告するべきであるというのは、文科省のガイドラインに基づくのですが、社会に向けて発表するという流れは何となくそういう世の中の流れで発表することになっていたために、例えば、学内で感染者が出ましたということを発表すると、市が発表している情報と照らし合わせると本当に個人が特定されて、この人がこんな行動をとっていたということが、わかってしまうということで、感染した学生の中には、とにかく公表しないでほしいという強い思いを伝えてきた学生がいました。

静岡大学としても、その思いは十分に伝わってきましたので、即座には発表しないというような対応をとったこともありました。

それもこれも結局のところ、市が公表していた情報が余りにも詳しくあったということがあり、そのあたりも、感染した人たちにとっての苦しみだったのかなと思います。

市が情報を公表してしまうということが、市民の間での、あの人はあんな行動をとっているから感染するのだといったような、蔑視する、批判する背景にあったのではないかなといったことも少し思ったりしました。

この話だけをしてしても何も前向きには進まないのですが、やはり今回のコロナ対応における行政側の人権をめぐる様々な事柄に関するこれまでの対応について、事後的にどこかできちんと検証するということが必要なのであろうというふうに考えています。

応急措置的に、右も左もわからない、将来どうなのかもわからない中で、行政機関がそれぞれいろいろなことをやっていたこと自体を、今、ただ批判をしても、前向きに何も繋がりませんので、やはりどこかの時点できちんと検証をすること、これは、諸外国においても、人権制約を伴う様々な施策を実施する場合に、それは例えば、緊急事態法制ですとか、いろいろなものがありますけれど、そういったものを実施する場合に合わせて、例えば、議会内に超党派の検証委員会等を作ったり、あとは独立した第三者検討委員会などで、人権制約施策がきちんと運用されているのかということを検証するという制度を同時に作っているという国は、多いのです。

従って、非常時に行政機関に対して一定の人権制約措置をとることを認めつつも、そうした人権制約措置の妥当性とか整合性とかを検証していくという形を同時に設けているという仕組みになっているわけです。

そういうことも必要なのかなというふうに思っており、これは国レベルでやるべきところが大きいのかと思いますが、しかし、個別の感染者情報の発表などは、自治体ごとにかなりゆだねられていて、差がありましたので、静岡県内の各自治体についても、一定の検証があってもよろしいのではないかと考えていました。

○鈴木委員

新型コロナウイルス感染した人の公表ということの話ですけど、実は私、今年の1月に自分の父親が新型コロナウイルスで、病院で感染して亡くなりました。そのときに、県の保健師さんが、磐田市でしたので、県の保健師さんから、いろいろなことを聞かれ、公表しますかというところで、私は実はH I Vのこともすごく似ていると思いました。H I Vに感染してもほとんどの人が、30年ぐらいたっていても、ほとんどの人は公表しないです。なぜ公表しないか、自分がH I Vに感染していると言わないかっていうと、それはいろいろ差別偏見があったり仕事を辞めなきゃいけないというそういうことがあるからというほとんどなんです。

やっぱり新型コロナウイルスも何で公表しないかっていうと、誹謗中傷とか、そういうことがあるからっていうことで、しないと。

私はそういう活動していたので、保健師さんに私は公表していいですと言ったら、逆に保健師さんのほうが、地名も磐田市にとどめておきましょうかと、いろいろ気を使ってすごく言っていただいたんですけど、やっぱり、病気にかかった人をなぜ差別してしまうのかなってというのが、とても不思議です。

そこがやっぱり、H I Vに関して、新型コロナウイルスに関して、これからまた違う感染症とか違うことが起きてくる可能性はあると思うんですけど、その時に、何で差別しなきゃいけないのかっていうことも、やっぱりわかってもらいたいなっていうのは思いました。

公表するしないということではなく、そのことをとても感じたので一言言わせていただきました。

○犬塚会長

ありがとうございます。他にはよろしいでしょうか。成岡委員はどうでしょうか。

○成岡委員

私のところでは介護保険事業に高齢者に関わる事業をやっておりまして、当然障害の方のお話もありましたけれども、多くがですね高齢者の方で、特に認知症の重度の方は、本当にマスクもできないような状況ですので、私のいる特別養護老人ホームでも、ほぼフリーです。職員はもちろんガードしてますけれども、相手野方には、もうそういう新たなストレスは与えないとか、そんな感じでやっています。

コロナ禍の状況ということで、一般的なことをお話すればいいのかなと思ったんですけども、今ちょっとこの議論の中で、私自身も本当に心の中の自分自身の持っている差別意識というものがあるんだと非常に感じ感じまして、例えば今のお話の中の公表の問題なんですけどね。同じ政令指定都市も静岡市と浜松市と比べると、浜松市はもっと詳しく、もう例えばクラスターが出れば、必ずそこが店名などが公表されるような感じだったと思います。

私達静岡市民としては、何で浜松市はそうなのかと思ひ、市民としては、やっぱり私の周りですね、法人の職員とか、本当にみんな感染症を起こさないように、なんで起こさないようにっていうと、やっぱり当時はコロナが高齢者に相当の強いダメージを与えるということで、私達も、いくつか法人内に事業所がありますが、最初に感染者が出たときに、それこそ利用者の方だったんですが、それはご家族からだったのをやはり伝えていただけなかった。

それはそれなりの理由があったんですけども、職員が濃厚接触者ということで検査をしたら感染した者が2名出て、1名は死亡したんですよ。本当にコロナでそういう経験する中で、

そう起こしたくないし、職員もそうですけども、事業者さんもやっぱり感染してしまうという危険がある。感染者を出した施設は、うちの場合は一旦ちょっと休止する、営業停止にして、濃厚接触者の洗い出しとかもろもろのことをしているので、そこでもう介護保険を必要とする方が、サービスが止まってしまうということは、生活だけではなくて命を脅かすことになってしまう。

また職員についても、自分のところでは、ある程度の規模があって、その中で、法人内の制度で、コロナの特別休暇制度を整えたんですけども、やはり小さな事業者さんが休めない。或いは派遣の方などは、黙って仕事をしてしまっていて広がってしまったということもありました。

そういう状況の中では、公表して欲しいというのはもちろん、そこが分かれば、もうその事業者さんは利用しないでくださいとは言えないんですが、十分気をつけたいので教えて欲しいっていう、本当に身勝手なんです。

そういう思いとか、その詳しい状況を確かに情報提供してしまえば、今、インターネットなどで調べる中で特定されてしまうっていうのも、改めてそうだなと今思ったぐらいで、どんな状況で感染したかっていうことを知れば、そういうことを私達はしないで、回避できるなんて思いがすごく強くて、おそらく、介護保険事業とかは高齢者の方をケアをしている人達はそんな思いがあったのかなと感じます。

本当にSNSで出ているものでも、いろんな場面で感染したって出てくると、もうみんな動けなくなってしまうと、そうした中で、介護ケアは続けなきゃいけないというところで、結局マスクはもういいよ、下手にいじらないでやっていくというようなところがあります。

ですから、今ちょっと第5波が過ぎて、第6波待ちという気分なんですけど、一旦ちょっと収束する中では、ちょっとみんなで気持ちも落ち着いてきて、あんなに苦しかったこととか、自分たちも、ここの職員を例えば同居ではないんだけども家族が罹ったというときに来させるのか来させないのか、この利用者さんを、いつ再開してもらうかっていうところをね、学んだはずなんだけれども、きっとまた戻ってしまうなと言う気がしています。

一つ、やはり自粛警察っていう言葉もありましたけれども、ルールがあれば、そこに沿ってできるっていうところがあって、私達も、結局何を指標にっていうのが自力では作れなかったのので、県の警戒レベルで一般の方たちがこういうふうな気をつけてらっしゃるってことを施設に持ち込んでですね、或いは、例えば共同声明というものを専門職団体でコロナと戦う私達は皆仲間という声明文を出していただけたので、こういうものを持つ。或いは感染者が出たときは、うちですよ、もういち早くホームページに載せるということを行う。家族や関係機関、地域には、そうすることで、ちゃんとやってますっていうようなことを言っていたので、職員もその文面をもって、私は同じ名前の施設ですけども、部署が違うので来れますということが言えます。

そういうことをしていかないと、やっぱり職員の生活も、利用者さんの生活も止まってしまうということがありました。

○犬塚会長

ありがとうございました。

○藤田委員

報道機関で言いますと、NHKも感染者の公表をしていました。それから民放さんや新聞社の方でも感染者が出た場合には公表していたと思います。

これは何よりも、感染の拡大を防ぐものなので、クラスターが出てれば、クラスターが出ていると公表されないと、逆にまた感染が広がるということで、これは感染症法に基づくものであるということで公表をしていました。静岡市さんも感染が出た場合には公表していたということだと思います。

プライバシーの問題について国の機関でも議論されてきているところですが、感染を止めるということがあると思います、一概に人権やプライバシーを侵害していると捉えられるのは、議論をすり替えているのかなという感じもありますし、様々なお考えもあるかと思います。

○犬塚会長

わかりました。他にはいかがでしょうか。

では、最後、私からよろしいでしょうか。

今までの議論をすべて踏まえた上で、改めて私個人の意見も含めて申し上げたいと思います。

最後から遡る形になるんですが、最後のところでテーマになった行政側のプライバシー情報の取扱いについて、これに関し、おっしゃった通りで、やはり様々な問題が現実発生してきた経緯というのがあったと思います。

やはり現在もコロナ禍が進行中なので、まだまだそういったことを振り返るゆとりは無かったということもあったんですけど、少し収まって、ややいろんな意味で、マンパワー的にもメンタル的にも余裕が出てきた今からですね、事後的な検証をどうするかということをしつかりやっていくということを行政には、ぜひお願いしたいということ、私からも重ねて申し上げたいと思います。

国レベルでやることを待っていてもなかなかできないので、そこはやはり様々な問題がどういう問題が発生したか、そこでそれに対する対応がはたして適切であったのかということも含めて御検討いただきたいし、そういったことを、検証していくやり方をどうしていくかってことの検討がぜひ必要だろうと思います。

私自身も大学に身を置いている立場で申しますと、大学でも、実際私の大学もそうなんですけど、様々な形でどこまで情報を出さかってことについては、本当に暗中模索で、少し手探りで現状に今やっとたどり着いてるところです。

具体的に申しますと、その大学でも第5波の初期には、いわゆるクラスターがサークル活動の中から発生したということがありました。

そういう問題があって、大学全体としての例えば、授業や課外活動といった取組に対するステージを一気に上げざるをえないということで、そこからオンライン授業に切り替わったり、サークル活動の全面禁止みたいな状況になりました。

その時にもサークルから出たとか、具体的にどこのサークルからどういう形でクラスターとなったかについて、大学としてはそうしたことが特定されるような情報は一切出さない、要は感染者が出たということだけは出した上で、その対応を含めてレベルアップするということとはありました。その辺はものすごくやはり気を遣ってやっています。

ところが、やっぱり残念ながら、行政の情報それから今、藤田委員がおっしゃいましたけれど、NHKさんはきちんと理解された上で報道されてるんだと思いますけど、メディアが果たしたやはり役割とか責任とかそこも大きくて、結局うちの大学の事例で言えば、そのサークルの中からクラスターが出たという情報は、大学は一切公表していないはずなんですけど、やっぱりどこかで何らかの形でメディアがそこを報じたということがあり、実際大学に対して、まさに誹謗中傷にあたるような問題の連絡がありました。

どのような厳しいものがあったかという、一般市民というよりは例えば、学生の保護者の方から、大学は何をやっているんだと、或いはうちの子どもの安全を考えたら、もうそんなとんでもない、そんなサークル活動を誰がやったんだみたいなことを言われました。

非難したり問い合わせを受けるということもありましたが、メディアに対しては今、しっかりその情報をきちんと出すことで感染抑止に繋げていくという役割があるということはおっしゃる通りです。マスメディアとしては特にそこはきちんとした何らかの基準をお作りになっていただいて、その幅の範囲の中で選定された内容の公表に至っていただくということは当然だと思います。ただし、一方でマスメディアも全部が全部がテレビも新聞もあらゆるメディア

が統一された同じ基準で同じような形で発表されてるわけでもないですし、さらに今はネット社会となり、情報の拡散もインターネットが多くの役割を果たしてるわけでありますので、マスメディアが全部、ソーシャルメディアみんなの責任を取れというわけではないんですが、情報が明らかにネット社会で、圧倒的に今までと比べものにならないくらいの勢いで共有されたり拡散するという状況は、視ている側もぜひ御認識いただいて、より一層御留意いただきたいということもお願いしたいと思います。

そして話を戻していきますと、先ほど洞江委員からのお話しにもありましたが、今の私の大学の保護者の例もそうなんですけれど、要するにコロナ差別の大きな要因としては、自らに強い正当性の認識があるということをおっしゃられましたが、正義感ですか、自分が正しいことをやってるというわけです。

そういった無責任で感染してしまうような人、或いはゆるいやり方でクラスターを発生させてしまうような人なり集団なりの方が、社会に対して害を与えてるのであってそれに対して自分たちは正義を行使してるっていうそういう意識、これが非常に厄介な問題であると思います。

ではどうすればいいのかと言うことは、洞江委員がおっしゃった通り、人権意識を高めるってことの一言に尽きると思います。

ただ厄介なのは、そういう正義心や正義感みたいなものを根拠に置いてる人達というのは、自分たちの正当性に対して疑念を抱かないので、その人達のところに、そもそもそういったちゃんとした人権教育・啓発が届くかどうかというそういう問題があります。

私は社会学なものですから社会学の立場で言うと、こういう人達に共通している者は何かというと、被害者意識なんです。つまり、自分達は、非常にその今の社会の中から様々な被害を受けている、つまりは一番大きな根底は、格差社会なんですけど、非常に本来得べき利益を受けられない不当な立場に追いやられて、それは自分たちをそうしてる何者かがいて、自分達は被害者であり、そして自分たちの正義が履行されないことが、非常に腹立たしい怒りに変わるというメンタリティの問題というものが、ずっと指摘されている。だから格差社会は駄目なんだ、そういう社会を作ったら社会的な分断がひどくなって、すべてそういったことに繋がっていくというのが社会学の結論です。

これはいじめの問題とも共通しています。

やっぱり社会的分断で、人が孤立していくっていう状況を作られれば作られるほど実はこういった形で、被害者意識を強く持つ正義感を持った人達が、ある種の差別的な行動や言動をやってしまうという、そこは結局根っこを辿っていくと、孤立化したり、社会的に排除されていく人たちをどうやったら減らしていけるかっていうところに行かないと額面どおりの人権啓発だと届かないということです。

そこで大事になってくるのが、実は今日お話が最初の方から出てきましたけど、やっぱり例えば学校教育の現場です。子どもさん達が、非常に自己肯定感が低い可能性や不登校傾向が強くなっているといった問題っていうのは、先ほど小林先生がおっしゃってくださったように、潜在的なその予備軍まで含めて考えるとたくさんいて、そこにコロナ禍のストレスが加わると実際不登校ってのが行動になったりする。いじめに遭って結局、今は登校人数が少ないから数字が下がってるというのが実態が果たしてそうなのかということは全くわからないし、また子ども達が登校し始めるとどうなるかわからない。非常にその先不透明で、多様な時代になると、やっぱりその相手の気持ちと自分の気持ちをとともに大事にして、相互の理解と自己肯定を深めていくっていうという、そういう先ほどの先生の言葉で言うとソーシャルエモーショナルラーニングなんですよ。

そういった教育の実践が、やっぱりもう現場で、緊急性が高く必要になってきてる状況があるだろうと思います。

私の提言なんですけど、それこそ今学校が大変お忙しくて、なかなかそこまで手が回らない。道徳教育を一生懸命やってるけれど、それはどうも効果が上がらないので、それに対して小林

先生が実践されてるような方法が良い効果があるのであれば、是非学校教育を担当されている部門と協議されて、そこはぜひ、この人権の窓口に繋いでいただいて、例えば学校教育の現場で少しでもそういった実践を広げられるように、問題意識を共有される教職の方々多いはずですから、そういったところの実行に繋がっていくようなマッチングを人権の窓口でやっていただきたいと思います。

それから孤立化といった問題が非常に重大な人権問題に繋がっていくということがコロナ禍で至るところで露呈してきていると思います。

私の専門で考えることをこれから少しお話していきたいと思います。

それは何かといいますと、例えば一番端的に申しますと、コロナ禍で、私は男女共同参画が専門ですから、女性に対する負荷が極端に今大きくなった状況で、様々な形で男女間の格差や不平等の結果として、そこにこのコロナ禍がアクセルをかけたという形で女性の問題が多発しているわけです。

例えば具体的に言いますと、共働き家庭が日本で今3分の2以上だったりしていますので、もう完全にそっちが主要なんですけど、リモートワークが発達したことで、その中で共働きのものにどっちも家でリモートで働くという状況はどんどん増えてるし、これはコロナが収束しても、今後ますますそうなるってこと、そういう在宅が増えるってことは、例えば男性、夫が家に居る時間が長くなるということです。

そのことがどういう結果をもたらしたとえば、先ほど資料で出していただきましたが、例えば小学校の子どもたちの声として、コロナ禍で仕事を退職したりクビになったお父さんが朝から酒を飲んでお母さん達に暴力を振ることがあり、4年生の子どもが不登校になってしまった。これは典型的な例ですけども、DVが非常に深刻化しているわけです。具体的にいうと、例えば2019年、20年の比較をした国の調査結果でいいますと、DVの相談件数について、相談件数だけが、前年同月比較するとして、平均してならずと1.5倍になっている。これはあくまで相談されたケースだけですので、この下にもっと見えない潜在的な相談できない状況に置かれてる人達を含めて考えるとものすごいことになります。

例えばDVも増えて、子どもを巻き込んだ面前DVについてですけど、こういったケースもおそらく多発している。さらに共働きでリモートワークした場合に、家事育児の負担が増えたかどうかということについて全国調査をやりますと、男性で家事育児が増えたというのは15%ぐらいなんですけど、女性の場合は32%を超えていて倍以上違う。特段問題のない正規雇用の御家庭の女性であっても、こういう問題は起こっているし、DVの危険性は増している。そして私が危惧するのは、先ほどの孤立の問題や不登校の問題と繋がるんですが、女性の自殺が男性と比べて明らかに増えている。2021年、今年の3月現在で658人、これは前年2020年の同月比に比べると150人、全国レベルですが増加しています。対前年同月比で見ますと、女性の自殺は10ヵ月連続で増加しています。2020年の合計では男性全体の自殺者数は減ってます。女性だけが増えている。このことが何を意味するかということで、それはやはり女性に対してコロナ禍が明らかに偏った負荷をかけていることは、様々な背景から見ても推定できました。

そして、子どもの問題でいいますと、実は先ほどもおっしゃったように、高校生の自殺が増えています、女子高校生の自殺が突出して高くなってるというのも明らかです。

つまり子どもの中で非常に誰でも相談できないで様々な悩みを抱える、そういった問題が不登校にも繋がってるし、それから自殺にも繋がってる可能性がある。検証ちゃんと必要ですけど、そういうことは十分想定される数値が挙がってきています。

女子高校生の自殺に関連してはさらに性暴力被害という問題もあります。

不登校とか、学校になかなか行けないとか、或いは学校でなかなか友達ができない。そういう中で、実はネットを通していろんな男性と知り合う中で、性的な意味で被害に遭う、或いは望まない妊娠をしてしまう、そういった女子高校生の自殺という問題点がやっぱり否定できないということも、これもいろいろ明らかになってきています。

決定的に重要なのは、やはり女性と男性でどうしても同時に同じようにコロナ禍で負荷がかからないのか、女性だけかかっているのかというの、具体的にいえば、非正規雇用が圧倒的に女性に多いので、非正規雇用の女性の人達が一番ダメージを被ったということになります。

これも昨年の数字を一昨年と比べたものですが、非正規雇用全体での失業者の増加しているのは、男性に比べて女性が2倍です。50万人失職しているということです。さらに先ほどから問題になった孤立ということと言いますと、特に女性の中に非正規でさらにシングルになる、つまり未婚或いは離婚などでシングル状態になっていたりする、いわゆるロスジェネ世代といわれる今の30代から40代にかけての女性達に特化してみると、極めて経済的な困窮は強くなっております。

おそらくですね、40年ぐらいたって、その人達が高齢者になっていくころ、65歳以上のそういったシングル女性の約半数がですね、生活保護を受けるレベルに確実になるようになっていくことが私どものデータで出てます。

結局非正規というところで、しかも結婚してない或いは結婚がうまくいかなかったケースでシングルになってしまうとこういう状況になる。シングルマザーの貧困が急速に進んでいて、一昨年と比べて去年ですね、ある支援プロジェクトの調査では、シングルマザー家庭の7割が減収か無収入になっているということです。

ここに来てコロナが落ち着いてきたので、今、非正規雇用の方が、またニーズが出てきて、例えば飲食系などでですね、そういうところで、逆に求人が増えて、むしろ売り手市場となっているというメディアの報道などもありますが、これはいいことか、めでたいことかということ全くそうではなくて、結局こうやって、都合のいい雇用の調整弁にされてしまうのが非正規雇用であって、これだってまた第6波がきて、さらに事態が深刻になるとまた再び首切りにあう可能性は、正規より非正規の方が強い。そのダメージは女性に強く出てくるということがはっきりしている。先ほど成岡委員から、介護の現場の実情を詳しく御説明いただいたんですが、この介護の仕事に従事して下さってる方々の性別を見ても、やっぱり圧倒的に女性の方が多いわけです。もちろん男女の方も今増えています。

ではその看護師さんなどの医療最前線でリスクに身をさらして、一番心身ともにストレスを抱えたりして、しかもコロナ禍での差別を受けたりする方々も圧倒的に女性が多い。

もう一つ忘れてはいけないのは、子どもさんの面倒をみてくださる保育士さん、これも介護施設と同様の問題を抱えており、非常に心身のストレスを抱えてらっしゃる。こうしたいわゆるエッセンシャルワーカーの方々のことごとくが、やっぱり圧倒的に非正規の女性で支えられているのが大きいわけですね、そこに今コロナが直撃をしているわけです。

飲食・観光なども全部そうです。非正規女性が支えているわけです。そういうところが今やられている。

これが仮にコロナが収束したからといって、繰り返しますが元に簡単に戻らないんです。ですので、この問題はやっぱりすべて繋がっていて、社会の中でとにかく人々が孤立化して分断化し1人で問題を抱え込み、その中で、ある人は自殺してしまい、ある人は生活保護を受けなくてはいけなくなるレベルになってしまう、ある人は学校に行けなくなって不登校になってしまう。そして、ある人は、それを今度は人をいじめたり、或いは先ほど言ったようなコロナ差別を正義感から起こすような、何とか自己承認を持ちたいがためにそういう形で他社を攻撃するというような行動に出たり、やっぱり社会全体の分断されてバラバラになって孤立化して格差が広がってっていう状況が、これを加速させていることは間違いないので、コロナ禍というのは社会的に言いますと一つのきっかけにすぎない。

つまり、従来あった問題、深刻な問題をすべてここで露呈されてくるっていう状況に、後押しをかけたのがコロナだったということがいえると思います。

先ほど佐野委員からもお話ありましたが、その人がどういう人かわからない、わからないことが不安をまねき、そしてその人への攻撃や差別になっていくということと言いますと、他者

をどうやって理解するかということ、それが自己理解することでもあり自己肯定感や、或いは他者承認を広げていって、社会が連帯していくっていう形に繋がっていくきっかけになります。

学校教育の役割は再三申し上げているとおり重要なんですが、社会の中にいる人たちも、やはり孤立感の中から同じような行動に走ったりする人がいるわけですから、そのあたりを幅広く見ていくってことが、このコロナをきっかけとした人権の問題については必要なのではないかと思います。

これからの人権施策の根底において、人の孤立化や分断、格差という問題はあらゆるところで人権侵害を引き起こす、社会学的に言えば、それが最大の要因なので、それをどうしていくのってという視点はいずれの分野においても必要ではないかということは申し上げておきたくてお話をさせていただきました。

私からは以上です。それでは、他に何かございませんでしょうか。

では、意見交換は以上とさせていただきたいと思います。いただいた御意見を含めて今後の人権施策にどのようなことが必要であるか、もし、今までにまだ言いたりないことや特にコロナのことにに関して、若しくは全く別の問題でも結構ですが、意見を含めて行政に期待することとかそういったことも併せて、あれば何でも結構です。いかがでしょうか。

それでは、時間の都合もございますので、これまでとさせていただきます。

今後でも気づいた点等がございましたら、ぜひ事務局へもお伝え願いたいと思います。

本日は貴重な御意見をたくさんちょうだいいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、議事を終了いたします。

○事務局

その他ということで、資料3、人権週間啓発事業の概要についてです。

人権週間関連として行う一般県民向けイベントとしまして、「ふじのくに人権フェスバル」の御紹介となります。

人権フェスティバルでは、「インターネットと人権」をテーマとして御講演いただく予定となっています。